

広島市安佐北区告示第2号

令和7年10月20日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐北区長 吉谷 勝美

記

氏 名	住民票記載の住所	職権処理の内容
山崎 雅斗	広島市安佐北区三入二丁目14番13―2号	職権消除